半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は学校給食（以下「給食」という。）の全部又は一部を停止している児童（以下「非喫食者」という。）の保護者に対し交付する半田市小学校給食非喫食者支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の対象は、半田市立小学校に在籍する児童のうち、次のいずれかの事由に該当する児童の保護者とする。

⑴　医師の診断に基づき、食物アレルギー及び食物アレルギー以外の疾患で給食の全部を停止している児童

⑵　医師の診断及び学校との個別面談に基づき、食物アレルギー及び食物アレルギー以外の疾患で、給食の一部（飲用牛乳及び調整豆乳若しくはパン、麺、ナンのいずれか又はこれらの全て）を停止している児童

⑶　保護者の申出に基づき、不登校で、ひと月（暦月）以上給食の全部を停止している児童

⑷　保護者の申出に基づき、宗教上の理由で、ひと月（暦月）以上給食の全部を停止している児童

⑸　保護者の申出に基づき、疾病又は負傷で入院又は療養し、ひと月（暦月）以上給食の全部を停止している児童

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

⑴　その児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている場合。

⑵　学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。）を滞納している場合。

（算定基準）

第３条　補助金の算定基準は、非喫食者となった日から非喫食者でなくなる日までの期間のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

⑴　給食の全部を停止している場合　月数（その月の最初に給食を実施する日からその月の最後に給食を実施する日まで給食の全部を停止した場合をひと月分とする。）

⑵　給食の一部を停止している場合　給食の一部を停止した日数

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

⑴　給食の提供を全部停止している場合
　　月額５，２００円
⑵　飲用牛乳及び調製豆乳の提供を停止している場合
　　１日あたり７０円×該当日数
⑶　パン、麺又はナンの提供を停止している場合
　　１日あたり６０円×該当日数
⑷　飲用牛乳及び調製豆乳並びにパン、麺又はナンの提供を停止している日が重複する場合は、それぞれの日数分の交付を受けることができる。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする児童の保護者は、半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、専用フォームから申請する場合は、この限りでない。

２　前項の申請書は、半田市立学校管理規則（昭和３４年教育委員会規則第７号）第６条第１項各号に規定する学校の学期ごとに、第１学期及び第２学期については、当該学期の最後に給食を実施した日から３０日を経過する日までに、第３学期については、3月１０日までに市長に提出するものとする。ただし、第１学期及び第２学期について、それぞれの学期の期日までに申請書を提出することができないやむを得ない事由がある場合については、その期限は当該年度の第３学期の提出期日までとする。

３　第１項の規定により提出した申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく市長にその旨申し出なければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付可否決定通知書（様式第２）により、申請を行った者に対し通知するものとする。

（決定の取消し）

第７条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命じなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

様式第１（第５条関係）

年　　月　　日

半　田　市　長　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付申請書

半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付要綱第５条に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

１．対象となる児童

氏名	学校名	学年	組	非喫食理由
	小学校			□食物アレルギー等（全部停止） □食物アレルギー等（一部停止） □不登校　　□宗教上の理由 □疾病または負傷

※　補助金の申請には、給食を停止している必要があります。

２．申請する学期等

申請する学期	学期分
給食停止期間	年　月　日～　年　月　日

※学期ごとに申請してください

停止区分	月数	金額
全部停止	月分	5,200円×　月分＝　　円…①

停止区分	補助区分	日数	金額
一部停止	飲用牛乳及び調整豆乳	日分	70円×　日分＝　　円…②
	パン	日分	60円×　日分＝　　円…③
	麺	日分	60円×　日分＝　　円…④
	ナン	日分	60円×　日分＝　　円…⑤

３．交付申請額　　＿＿＿＿＿円（①＋②＋③＋④＋⑤）

４．振込口座

ゆうちょ以外の金融機関名	銀行　農協 信金　労金	本店 支店 出張所
口座番号		口座種別　普通・当座
ゆうちょ銀行	通帳記号　※	通帳番号（右詰め）
（フリガナ）		
口座名義人		

※振込先口座は、原則申請をした保護者名義の口座としてください。

様式第２（第６条関係）

年　　月　　日

様

半田市長

半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けの交付申請について、次のとおり決定したので、半田市小学校給食非喫食者支援補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

次のとおり交付を（　可　・　不可　）と決定します。

対 象 児 童 名	
交 付 対 象 学 期	□第１学期　□第２学期　□第３学期
給 食 停 止 期 間	年　月　日 ～　年　月　日
交付対象月数又は日数	月分・　　日分
交 付 決 定 額	円

交付申請の内容と交付決定の内容に差が生じた理由

交付を不可とした理由